

vol.48- 2 (通算 539号)

2018年5月号

やどかり

2018年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円(含会費)

旧優生保護法は違憲 不妊手術強制で国を提訴

旧優生保護法に基づいた不妊手術を強制された宮城県の女性が、同法が違憲だとして国を訴えた訴訟の第1回口頭弁論が3月28日、仙台地裁で行われた。国は請求棄却を求め、あくまで争う姿勢だ。

この女性は幼いころ、麻酔治療の後遺症で重い知的障害が残り、15歳の時に不妊手術を受けさせられた。訴状では、国が幸福追求権を保障した憲法13条に違反し、被害者への補償制度をつくらず、救済措置をとらなかった点について国家賠償法上の責任がある、とした。原告の女性を支えてきた義姉は「旧優生保護法が明らかな人権侵害であったことを認めてもらいたい」と話している。

1948年に成立した優生保護法は、優生思想や社会防衛思想に端を発する「優生上の見地から不良な子供の出生を防止する」目的として制定された(1996年母体保護法に改正され、その項目は削除されている)。遺伝性疾患や精神疾患、知的障害のある人について、医師が申請し、審査会の決定などを条件に不妊手術の実施を認めていた。しかし、その実態は極めて非人道的であり、基本的人権を無視された「強制的な執行」の数々が新聞等で報じられ始めている。

厚生労働省はこれまで国会で、旧優生保護法について、「その時点で憲法に違反しないと判断の下に制定された法律である」と説明しているが、全国で少なくとも1万6千人が同様な不妊手術を強制され、しかし、その実態は把握されておらず、4月にも被害実態の全国調査を

行う方針であることも発表している(その後、調査の対象を全市町村、医療機関、障害者施設に広げることを決めた)。

1996年といえば、らい予防法(1931年制定)が廃止された年である。同年1月に厚生大臣(当時)がハンセン病療養所入所者協議会の代表らに対して、直接謝罪し、その後2008年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、名誉回復、社会復帰支援、日常生活支援の施策がとられるようになったのは、メディアでも大きく取り上げられ、ご存知の方も多いであろう。

今回の訴訟をきっかけに、超党派の国会議員連盟や、与党によるワーキンググループもでき、地裁による判決の前に政治的解決が図られる可能性もあり、今後の動向(どのような政治的解決か)に注視していくべきである。

この原告に続き、札幌地裁に提訴する予定の男性が、実名を公表して大手新聞の取材に応じている。「障害があるからといって、国が子どもをつくってはいけないと言うのは間違いだ。自分の胸にしまっておくこともできたが、闘っていくと決めた。みんなで闘わなければ」と語っている(今後も北海道、宮城、東京などで4人が提訴の意向を示している)。

すでに4年にわたり、生活保護引き下げ違憲訴訟が行われている。私たちはこれからも国に対して、憲法に根ざした権利の尊重と回復を目標に、支え合いながら取り組んでいく。原告として名乗りを上げ、その勇氣ある行動に敬意を払い、みんなで闘い、応援をしていきたい。